平成 31 年度（2019 年度）
熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金

この補助金は、本市における省エネルギー機器等（省エネ機器）の普及を促進することにより、地球温暖化対策の推進と災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を図ることを目的に、省エネ機器を導入する方々へ、予算の範囲内で交付するものです。**※審査は２週間程度かかりますので、時間に余裕をもってお申込みください。**

●補助メニュー【昨年度と条件等を変更しているメニューがありますのでご注意ください。】

対象		補助額	予定件数
エコカー ※購入、リース (個人・中小企業者等)	・電気自動車（ＥＶ） ・プラグインハイブリッド自動車（ＰＨＶ） 【新たに中小企業者等も対象】	１台につき １０万円	２００件 （予算 2,０００万円）
住宅 （個人） ※事業完了後(施工、支払後)申込	ＺＥＨ（ゼッチ） (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	１件につき３０万円	４０件 （予算 １,２００万円）
	太陽光発電設備	１件につき１０万円	３つのメニューの予定件数枠 ２８０件 （予算 2,８００万円）
	蓄電池	１件につき１０万円	
	エネファーム （家庭用燃料電池）	１件につき１０万円	
	高断熱窓改修 【新規】 (外窓交換、内窓取付、ガラス交換) ※工事費等除く。	対象経費の３分の１ （上限１０万円）	５０件(予算残額により 50 件以上受付する場合あり) （予算 ５００万円）
	省エネ家電製品 【新規】 （統一省エネラベル５つ星家電及びＬＥＤ照明）	１件につき１万円 （税抜５万円以上購入）	４００件 （予算 ４００万円）
中小企業者等向け ※契約前申込	中小企業者等の 省エネ設備導入 ※工事費等除く。	対象経費の３分の１ （上限２００万円、下限２０万円）	５件(予算残額により５件以上受付する場合あり) （予算 １,０００万円）

注意事項 ・申込みの提出方法は「郵送のみ」に変更しました。窓口での受付は行いませんのでご了承ください。
・申込受付は、中小企業者等の省エネ設備導入補助以外は、平成 31 年(2019 年) 5 月 10 日(金)から開始。
・中小企業者等の省エネ設備導入補助は、平成 31 年(2019 年) 6 月 3 日（月）から受付開始予定です。

お問合せ先
〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号（本庁舎７階）
熊本市役所 環境政策課 温暖化・エネルギー対策室
TEL 096-328-2355（平日 8:30 ～ 17:15）

COOL CHOICE

1 メニューごとの主な要件　※ 先着順(予算額に達した時点で受付終了。受付最終日の当日消印有効。)

対象	要件
エコカー （ＥＶ・ＰＨＶ） ※車両登録後申込	申込者は　①　熊本市民　②　熊本市内に事業所を有する中小企業者等 ③　①②の者に貸与するため対象車両を購入したリース事業者　のいずれかに該当すること。
	・申込者が車検証における所有者（所有権留保付クレジット購入は「使用者」）であること。
	・車検証の「使用の本拠の位置」が熊本市内であること
	・車両が国のＥＶ・ＰＨＶ補助金の対象で、平成 31 年(2019 年) 3 月から平成 32 年(2020 年) 2 月末までに初度登録された車であること。（中古輸入車での初度登録を除く）
ＺＥＨ（ゼッチ） ※事業完了後 (施工、支払後)申込	・申込者は当該設備、家屋に係る契約の発注者であり、その戸建住宅(熊本市に所在するもの)に自ら居住する者又はその家族が居住する者であること。
	・平成 31 年(2019 年) 4 月 10 日以降に契約し、平成 32 年(2020 年) 2 月末までに事業（代金の支払を含む。）が完了したもの。
	・ＢＥＬＳ評価書においてＺＥＨの評価を受けたものであること。
太陽光発電設備 ※事業完了後 (施工、支払後)申込	・申込者は当該設備に係る契約の発注者であり、当該設備を導入した戸建住宅(熊本市に所在するもの)に自ら居住する者又はその家族が居住する者であること。
	・平成 31 年(2019 年) 4 月 10 日以降に契約し、平成 32 年(2020 年) 2 月末までに事業（代金の支払を含む。）が完了したもの。
	・設置された太陽電池の最大出力及びパワーコンディショナの定格出力のいずれも１ｋＷ以上であり、戸建住宅の敷地内で使用されるものであること。
蓄電池 エネファーム ※事業完了後 (施工、支払後)申込	・申込者は当該設備に係る契約の発注者であり、当該設備を導入した戸建住宅(熊本市に所在するもの)に自ら居住する者又はその家族が居住する者であること。
	・平成 31 年(2019 年) 4 月 10 日以降に契約し、平成 32 年(2020 年) 2 月末までに事業（代金の支払を含む。）が完了したもの。
	・国の蓄電池・エネファーム補助金の対象であり、戸建住宅の敷地内で使用するものであること。
高断熱窓改修 ※事業完了後 (施工、支払後)申込 注意：ZEH 補助との併用不可	・申込者は高断熱窓に係る契約の発注者であり、高断熱窓を導入した既存の戸建住宅又は分譲マンション(熊本市に所在するもの)に自ら居住する者又はその家族が居住する者であること。
	・改修工法は、外窓交換、内窓取付け、ガラス交換のいずれかで、平成 31 年(2019 年) 4 月 10 日以降に契約し、平成 32 年(2020 年) 2 月末までに事業（代金の支払を含む。）が完了したもの。
	・国の高断熱窓(断熱リフォーム)補助金の対象（熱貫流率 2.33 以下）で、間仕切りやドア等で区切られていない一つの居室に設置された外気に接する全ての窓について実施したものであること。
省エネ家電製品 ※購入後申込	・統一省エネラベル５つ星のエアコン、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ及び電気便座並びにＬＥＤ照明（ＬＥＤランプを含む。）のいずれかを導入した熊本市の世帯の世帯主であり、かつ、購入者であること。
	・平成 31 年(2019 年) 4 月 10 日から平成 32 年(2020 年) 2 月末までに、熊本市内に所在する店舗で購入されたものであること。
	・購入費と一体不可分の据付等の工事費の合計額(税抜)が 5 万円以上であること。
中小企業者等の省エネ設備 ※契約前申込	・申込前に契約・着工されたものでないこと。
	・平成 32 年(2020 年) 2 月末までに事業（代金の支払を含む。）が完了するもの。
	・国の省エネルギー設備補助金の対象で、既設の事業所の設備を更新するものであること。
	・更新前後で用途が同じであり、省エネルギー効果を得る事業であること。
	・算定される補助額が 20 万円以上となること。

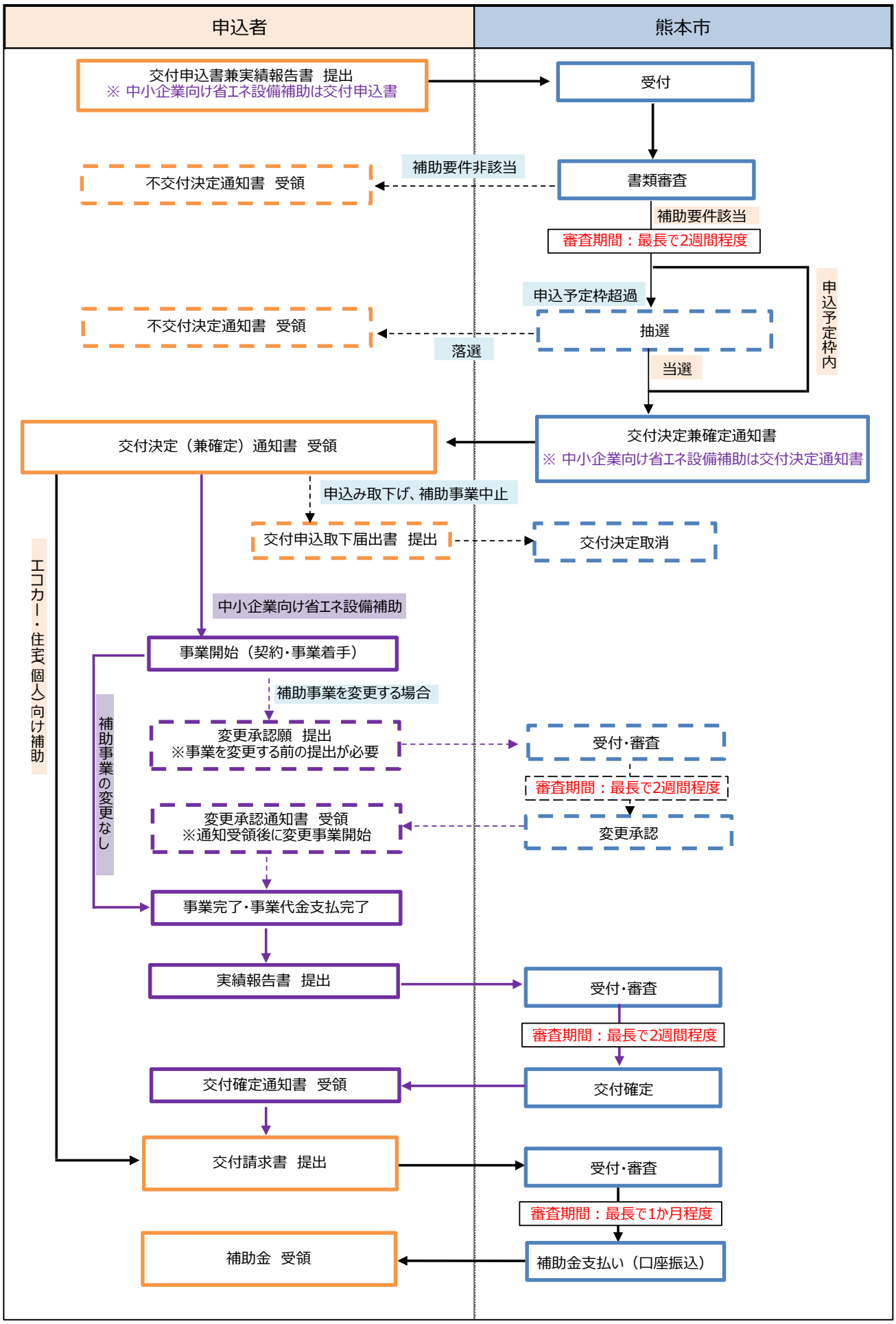
○すべての補助メニューにおいて、補助対象設備等は新品（未使用品）であることが条件です。

2　交付申込における提出書類　（○：提出必要、 △：場合により提出必要、 ■：提出不要）

書類	エコカー	ZEH（ゼッチ）	太陽光発電設備	蓄電池エネファーム	高断熱窓改修	省エネ家電	中小企業者等設備
交付申込書兼実績報告書 (中小企業者等向け設備補助は交付申込書　様式第７号) ※1　エコカー：購入は様式第１号　リースは様式第２号 ※2　蓄電池：様式第５号　　エネファーム：様式第６号	○ ※1	○ (第３号)	○ (第４号)	○ ※2	○ (第８号)	○ (第９号)	○ (第７号)
契約書の写し（契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、経費の内訳が確認できる書類の写しも添付すること。）	○	○	○	○	○		
領収書(ない場合は、補助対象のものに係る経費を支払ったことが証明できるもの）の写し	○	○	○	○	○	○	
市税の滞納がないことの証明書（熊本市長が証明した書類で発行３か月以内、写し可）　**注意：納税証明書ではありません** （エコカーのリースの場合はリース事業者と借受人双方のもの）	○	○	○	○	○		○
住民票（発行３か月以内で本籍地とマイナンバー不要、写し可） ※3 市税の滞納がないことの証明書の添付がある場合提出不要。ただし、住宅系の補助で申込者の家族のみが居住している場合は当該家族の住民票の提出が必要。	△ ※3	△ ※3	△ ※3	△ ※3	△ ※3	○ (世帯主)	
法人の場合（エコカーリースの場合、借受人を含む。）は、役員名簿兼誓約書（様式第２１号）	△						△
中小企業者の場合（エコカーリースの場合、借受人を含む。）は、事業概要（業種、従業員数等）が記載されている書類	△						△
法人の場合（エコカーリースの場合、借受人を含む。）は、商業登記簿謄本（発行から３か月以内の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し	△						△
中小企業団体、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の場合（エコカーリースの場合、借受人を含む。）は、各法律に基づいて設立されたことを証する書類の写し	△						△
個人事業主の場合（エコカーリースの場合、借受人を含む。）は、税務署の受領印が押印された直近の確定申告書Ｂの写し	△						△
建物全体のカラー写真		○	○	○	○		
設置した補助対象設備等のカタログの写し			○	○	○	○	
設置した補助対象設備等の出荷証明書又は製造メーカーの保証書(ない場合は、新品であることが証明できるもの）※写し可			○	○	○	○ (保証書)	
補助対象設備の設置状況を示すカラー写真（補助対象設備の全景及び品名番号（銘板）のアップ）			○	○	○		
〔エコカーのみ〕自動車検査証の写し	○						
〔エコカーのみ〕リースの場合、リース契約書、及びリース料金の算定根拠明細書（写し可）	△						
〔ZEH のみ〕ＢＥＬＳ評価書の写し		○					
〔ZEH のみ〕ＺＥＨを構成する設備の設置状況を示すカラー写真		○					
〔太陽光のみ〕太陽電池モジュールの配置図			○				
〔蓄電池のみ〕太陽光発電設備等の発電設備の写真				○			
〔高断熱窓のみ〕改修する窓の位置を図示した建物平面図					○		
〔中小企業者等向け設備補助のみ〕 ・事業計画書(様式第７号別紙１)							○
・省エネルギー設備を導入する事業所の位置図							○
・更新事業前の設備の設置状況及び型番が確認できる写真（照明設備更新の場合は設備状況が確認できる写真のみ。）							○
・更新事業前の設備の設置場所を示した平面図							○
・更新事業前の設備の性能が確認できる書類（照明設備の更新の場合は除く。）							○
・導入する省エネルギー設備の省エネルギー性能が補助対象事業の要件を満たすことを確認できる書類							○
・更新事業に係る見積書の写し（補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別でき、かつ、導入する省エネルギー設備の製品名・型番がわかるもの）							○
その他の必要とする書類	必要に応じてご連絡します						

○中小企業者等の省エネ設備補助の実績報告書（様式第 15 号）の添付書類は、熊本市環境局ホームページでご確認ください。

3　申込から補助金交付までの流れ



※　熊本市環境局ホームページ【 ホーム ＞助成金・補助金 ＞熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金について 】に、補助金交付要綱や提出書類の様式等を掲載していますので、ご確認ください。